

広島県告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成三十一年一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

芦田川府中漁業協同組合

2 住所

府中市鶴飼町七〇二番地一

二 免許番号

内水共第五十二号及び内水共第五十三号

三 変更の内容

規則名を次のように改める。

芦田川府中漁業協同組合内水共第52号第5種共同漁業権遊漁規則

第一条を次のように改める。

第1条 この規則は、芦田川府中漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第52号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

第三条第一項の表を次のように改める。第二項の表を廃止する。

ア 魚 種	イ 漁具, 漁法	ウ 期 間
こ い	毛針（疑似餌針）	4月1日から第4条第1項のあゆ解禁の日まで

第四条第一項の表を次のように改める。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	竿釣（友釣）については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで 投網については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示した日から11月30日
こ い	1月1日から12月31日まで ただし、投網の遊漁については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示した日から11月30日まで。

うなぎ	4月1日から10月31日まで
-----	----------------

第五条第一項の表を次のように定める。

魚種	漁具, 漁法	遊漁料
あゆ	竿釣 (友釣)	1日 2,500円 1年 7,500円
	手釣, 竿釣	1日 2,500円 1年 4,200円
うなぎ	手釣, 竿釣, うなぎ籠, 流し釣	1日 2,500円 1年 7,500円
あこ	投網	1日 2,500円 1年 7,500円

附則として次の内容を追加する。

この規則は、平成31年1月1日から施行する。